

無罪判決後の勾留に関する意見書

2015年（平成27年）10月21日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

刑事訴訟法第345条に、第2項として、「判決で無罪の言渡しがあったときは、上訴審において原判決が破棄されるまで、新たに勾留状を発することはできない。」との条文を新設すべきである。

第2 意見の理由

1 本意見書の概要

推定無罪は、近代刑事司法の大原則である。何人も有罪が確定するまでは、無罪が推定されているのであるから、まして、被告人が裁判で無罪を言い渡された場合には、その理は一層強く妥当する。したがって、判決で無罪の言渡しがあったときには、少なくとも、上訴審において当該判決が破棄され、有罪が宣告されるまでは、当該被告人を無罪として扱い、身体を拘束すべきではない。

しかしながら、現実においては、無罪判決がなされても、罪を犯したと疑うに足りる相当の理由があるとして、勾留を認められることがある。本意見書は、その不当性を解消するために、刑事訴訟法の改正を求めるものである。

2 無罪判決後の勾留決定により生じる不利益

無罪判決後に勾留決定される例は、特に外国人が被告人である場合などに多数生じている。一般的に在留資格がない外国人が一審で無罪判決を受けると、退去強制させられるために、検察官が控訴した場合、これに伴い、当該外国人に対してしばしば勾留状が発せられている。

いわゆる「東京電力女性社員殺害事件」では、一審（東京地裁平成12年4月14日判決）で無罪判決を受けた外国人被告人に対し、記録の送付を受けた東京高等裁判所が、罪を犯したと疑うに足りる相当の理由があるとして勾留を認め、その判断を最高裁判所も是認し（最高裁第一小法廷平成12年6月27日決定。判例時報1718号19頁。以下「平成12年決定」という。）¹、未決勾留が継続することとなった。同事件の被告人は平成9年3月に最初に逮捕

¹ 第一審で無罪とされた被告人を再勾留するためには、実質的な審理が始まり、一審判決が破棄され有罪となる可能性があるとして判断されることが必要であるとする遠藤光男裁判官、藤井正雄裁判官の反対意見がある。

されてから、一審の無罪判決後も身体拘束されたまま、控訴審で有罪判決を受け、平成15年に上告が棄却され刑が確定して服役した。その後、平成24年11月7日、再審により無罪が確定したが、これに伴う身体拘束の不利益と被告人の防御権行使に及ぼした影響は無視し得ない。

その後も、一審で無罪判決を受けた外国人被告人が控訴審段階で勾留決定される事例は続いている（最高裁第三小法廷平成19年12月13日決定。判例時報1992号152頁、最高裁第二小法廷平成23年10月5日決定等）。前記平成19年12月13日決定は、控訴審でも無罪判決が言い渡され、検察官が上告せずに確定したが、被告人が帰国できたのは一審判決後約8か月間の勾留の後であった。一審無罪判決後の勾留決定が、無実の被告人に対する身体拘束を長期化させる結果となっている。

無罪判決後の勾留の問題は被告人が外国人の場合のみに生じるものとはいえない。原審で有罪とされた日本国籍の被告人が控訴審で無罪となった殺人被告事件（一審京都地裁平成23年5月18日判決、控訴審大阪高裁平成24年12月12日判決）では、結果として勾留決定はなされなかったものの、控訴審における無罪判決後に、検察官が控訴審裁判所に対して職権による勾留を申し立て、無罪判決を得た被告人が勾留の危険にさらされた。

このように、無罪判決後に勾留決定がなされる危険性は、被告人が外国人である場合のみならず、無罪判決を得た全ての被告人において生じうる。

3 無罪判決後の勾留に関する最高裁判例

上述の3つの最高裁決定は、いずれも一審無罪判決後の勾留決定を肯定している。その理由として、平成12年決定は、「第一審裁判所が犯罪の証明がないことを理由として無罪の判決を言い渡した場合であっても、控訴審裁判所は、記録等の調査により、右無罪判決の理由の検討を経た上でもなお罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、勾留の理由があり、かつ、控訴審における適正、迅速な審理のためにも勾留の必要性があると認める限り、その審理の段階を問わず、被告人を勾留することができ、所論のいうように新たな証拠の取調べを待たなければならないものではない」とした（最高裁第二小法廷平成23年10月5日決定同旨）。平成12年決定には、被告人が不法在留中の外国人である場合に特有の不都合について、二人の裁判官の反対意見がある。反対意見は、出入国管理及び難民認定法に基づく退去強制手続の行政処分と刑事訴訟法に基づく身体拘束処分との調整規定がないために、不法在留中の外国人である被告人に対しては、退去強制の手続により国外に退去させられ

るおそれがあることから、上訴審において被告人が不在のまま審理がなされることにより支障が生じるおそれや将来の刑の執行確保のために勾留が認められやすいが、退去強制手続と刑事手続の調整に関する規定の不備の責任を被告人に転嫁すべきではなく、被告人が不法在留者であっても、そのことだけで勾留を正当化することはできず、特段の事情がなく被告人を勾留すべきでないとした。

最高裁第三小法廷平成19年12月13日決定（以下「平成19年決定」という。）は、「しかし、刑訴法345条は、無罪等の一定の裁判の告知があったときには勾留状が失効する旨規定しており、特に、無罪判決があったときには、本来、無罪推定を受けるべき被告人に対し、未確定とはいえ、無罪の判断が示されたという事実を尊重し、それ以上の被告人の拘束を許さないこととしたものと解されるから、被告人が無罪判決を受けた場合においては、同法60条1項にいう『被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由』の有無の判断は、無罪判決の存在を十分に踏まえて慎重になされなければならない、嫌疑の程度としては、第1審段階におけるものよりも強いものが要求されると解するのが相当である」としながらも、無罪判決後の勾留を肯定した。このように、最高裁判所は、退去強制を被告人を勾留することで回避することに批判的な平成12年決定反対意見等をも受けて、犯罪の嫌疑の程度で絞りをかけてはいるが、結局、控訴審が刑事訴訟法第60条1項の要件である「被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」があると判断したときには、いつでも職権で勾留決定ができるとしている。

4 無罪判決による勾留状の失効の趣旨

現行刑事訴訟法第345条が、無罪のほか、免訴、刑の免除、刑の執行猶予、公訴棄却（第338条第4号による場合を除く）、罰金、科料について、その裁判の告知があればその確定前であっても勾留状が失効すると定めているのは、被告人の逃亡のおそれが減少し、刑の執行確保のための身体拘束の必要性が少なくなるためであるとされている。

しかし、免訴その他の裁判とは異なり、無罪判決の場合の失効は、単に身体拘束の必要性の点からだけではなく、第一審判決の内容を直ちに被告人の身柄の処理に反映させようとしたものであり、無罪という実体判断から導かれていると考えるべきである。無罪判決があったときは、無罪の理由のいかんにかかわらず、身体の拘束を解くというのが、刑訴法第345条の定めるところであり、法は「身体拘束からの解放」を当然に要請しているのである。したがっ

て、勾留禁止の効力が失われ、被告人を再勾留し得るのは、上訴審において、無罪の原判決を破棄するとの新たな実体判断が示されたときに限定すべきである（同旨岩田誠「刑訴三四五条による勾留状の失効と再勾留」法曹時報7巻3号）。

前掲平成19年決定は、刑事訴訟法第345条の趣旨につき、「未確定とはいえ、無罪の判断が示されたことを尊重し、それ以上の被告人の拘束を許さないとしたものと解される」と判示しているが、無罪の判断を単に尊重するというのではなく、無罪の判断に、それ以上の被告人の拘束を許さないとする拘束禁止の効力が含まれていると解すべきである。

5 無罪判決後の勾留の不当性

そもそも、裁判手続において、身体拘束は、それ自体が自由を奪うという意味で刑罰に等しいものであり、さらには、裁判の当事者としての防御権の行使に著しい不利益をもたらす、防御権行使の重大な障害にもなりかねないものである。国際人権自由権規約第9条第3項においては、「身体不拘束の原則」を謳っている。国家の有する裁判権の適正な行使のために被疑者・被告人の勾留を容認するにしても、その行使は謙抑的でなければならない。

また、国家による刑罰権行使の中で肝に銘じるべきは、「無実の人を処罰してはならない」ということである。ここに刑事裁判のルールとしての「無罪推定の原則」が認められている。

このような近代刑事裁判のルールの下では、無罪が推定されながら裁判権の適切な行使のために勾留されていた被告人が、裁判権行使の結果、無罪判決を受けたにもかかわらず検察官の控訴によって再び勾留されるという事態は、当該被告人に著しい不利益を課すものであって、人権保障の観点から容認することはできない。

国家にとって必要な刑事裁判手続のためという理由があるにせよ、身体拘束それ自体が与える不利益や防御権行使に対する著しい制約はあまりにも大きく、被告人が無罪である場合にあっては特に、それは許されざる不正義である。

6 結論

したがって、現行刑事訴訟法第345条の「無罪」と「その他の裁判」とは別異に解釈すべきである。無罪判決の場合には、上訴審に係属しても新たに勾留されることなく、無罪の原判決が破棄されて差戻しになるか、破棄自判で有罪判決を受けた場合には、その時点で改めて、被告人の身体拘束の当否が判断されるようにすべきである。

無罪判決については，無罪という実体判断そのものに身体不拘束という勾留を禁止する効力があることを明確にするため，同条2項を新設し，「判決で無罪の言渡しがあったときは，上訴審において原判決が破棄されるまで，新たに勾留状を発することはできない。」との規定を置くべきである。